

『金融研究』（第21巻第1号）所収論文の紹介

日本銀行金融研究所では、その研究成果を広く外部に公表することを狙いとして、『金融研究』^(注1)を発行している。以下は、第21巻第1号（平成14年3月発行）所収論文^(注2)の要約を紹介したものである。

物価と景気変動に関する歴史的考察

北村行伸

本稿では、世界的にみて物価と景気はどのような関係にあり、それが歴史的にどのように変化してきたか、そして、その変化の背後にどのようなメカニズムが働いたのかを検証してみた。その結果、いくつかの事実が明らかになった。第1に、1945年以前には物価下落という意味でのデフレは日常的に起こっていた。すなわち、賃金・物価の下方硬直性は20世紀以前にはあまりみられなかった。第2に、戦間期（1918～40年）はすべての国にとって、異常な時代であった。第1次世界大戦中に発生した非戦場国（南北アメリカ、日本、オセアニア）でのバブル経済、ドイツの戦後賠償金問題とその帰結としてのハイパー・インフレ、金本位制への復帰とそれへの固執がもたらした政策判断の決定的な誤りなどが複合して起った大恐慌等の現実に対して具体的な処方箋を提示したのがケインズであった。1918～45年はケインズの経済学の対象となった時代である。第3に、インフレが恒常化したのは第2次大戦後のことである。ブレトン

ウッズ固定相場体制のもとで、アメリカが基軸通貨国として寛容な政策を行った結果、各国は比較的安定した経済成長を享受したと同時に、賃金・物価の下方硬直性が制度化された。

フィリップス曲線と価格粘着性

—産業別データによる推計—

渕 仁志／渡辺 努

本稿では、産業別にニュー・ケインジアン型フィリップス曲線を推計し、価格の粘着性を計測する。本稿の推計方法の特徴は、生産量の変動に連動する度合いの高い生産要素として、中間投入を用いて限界費用を計測している点にある。産業別の推計結果によれば、価格の粘着性は各産業で有意に検出され、しかも粘着性の度合いは産業間でばらつきが大きく、その差は統計的に有意である。製造業の中では素材系の業種で価格粘着性が低く、加工系の業種で価格粘着性が高い。平均的な価格改訂間隔は、素材系の業種で1～4四半期、加工系の業種で2～7四半期である。一方、製造業とサービス業を比較すると、サービス業では平均改訂間隔が7四

(注1) 『金融研究』所収論文の内容や意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。なお、『金融研究』第21巻第1号（定価1,050円）は、ときわ総合サービス（株）より販売（詳しくは、巻末の「刊行物一覧」をご覧下さい）。

(注2) 所収論文は、日本銀行金融研究所ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/>）「発表論文等」コーナーにも掲載されています。

半期超と長く、製造業と比べ粘着性が高い。こうした傾向は、バックワード・ルッキングに価格を設定する企業の存在を考慮するなど、推計式の定式化を変更しても不変である。また、価格の下落局面と上昇局面で粘着性を比較すると、下落局面で粘着性が高く、その差は統計的に也有意である。産業間で価格粘着性の度合いに有意な差があるとの計測結果は、中央銀行の政策目標とすべき物価指標が生計費指数として定義される物価指標と異なる可能性を示唆している。

資産価格バブル、物価の安定と金融政策：日本の経験

翁 邦雄／白塚重典

日本経済は1980年代後半以降、資産価格バブルの発生・拡大と崩壊に伴い、非常に大きな景気変動を経験した。金融政策運営上の観点から資産価格バブルの生成と崩壊の問題を考えた場合、日本銀行はもっと資産価格変動を考慮すべきであったのだろうか。それとも資産価格の変動に惑わされずに、一般物価だけを念頭においてインフレーション・ターゲティング的な政策運営をすべきであったのだろうか。こうした判断を下すうえで、金融システム面の問題をどのように考慮すべきであったのだろうか。本稿はこれらの問題に暫定的な回答を出すことを企図したものである。

退職給付、ストック・オプションの社会会計

—所得の発生と価値の変化をどのように考えるか

宇都宮淨人／萩野 覚／長野哲平

社会会計の体系では、雇用者報酬等の所得には、株式のキャピタル・ゲインなど時価の変動が含まれないが、実際にはこの区分が明確では

ない場合も多い。退職給付債務やストック・オプションのような「労働債務」はその好例であり、企業会計では、「労働債務」の残高の変化を雇用者報酬と考える方向にある。

本稿では、これらの社会会計における記録方法として、「労働債務」の変動分を雇用者報酬とみなす考え方と、これを時価の変動とみなし、調整勘定に記録する考え方の2つのアプローチを具体的に提示する。社会会計の体系全体の平仄からみると後者が望ましいが、このアプローチでは企業会計との間で雇用者報酬の概念が異なることになる。

このように企業会計と社会会計の考え方が大きく異なってしまう背景には、経済実態として所得の発生と価値の変化の区分があいまいになってきているという事実がある。実際、どこまでを所得とみなすべきかは、多分に利用者に依存する。社会会計は、全体の整合性を維持しつつも、複数のアプローチがある場合には、詳細データを開示し、利用者が組替え可能な形にすることが必要である。

米国の公会計制度の仕組みとわが国へのインプリケーションについて

古市峰子

営利企業以外の主体に適用される会計（「公会計」）のあり方を考えるに当たっては、公会計基準の内容のみならず、その設定機関や設定手続についての検討も重要である。こうした観点から、本稿では、公会計先進国の1つであり、制度設計面でわが国の参考になる点が少ないと考えられる米国の公会計制度を取り上げ、その歴史的経緯および現行制度の仕組みについて考察した。

その結果、米国公会計制度の主な特徴として

は、（1）公的主体を連邦政府、州・地方政府、非営利組織体の3つにグループ化し、それぞれのグループごとに共通して適用される会計基準を設定することで、主要な活動目的等と同じくする公的主体の間での会計報告の統一性、比較可能性の確保が図られていること、（2）いずれの制度においても、中立性の高い専門機関が、公開主義に基づく適正手続に則って継続的かつ

タイムリーに会計基準の設定を行っていること、（3）各制度間では、対象となる公的主体の公的色彩の度合いに応じて、政府機関の関与の程度や企業会計との類似性にグラデーションがみられること、が挙げられる。かかる特徴およびその背景にある考え方は、わが国の公会計制度のあり方を検討していくうえでも参考になろう。